

令和6年 第4回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和6年第4回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和6年12月9日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	主 査	村田 潤哉
--------	-------	-----	-------

説明のため出席した者

総務部長	青田 浩二		
(総務課)			
課 長	大山 康彦	課長補佐	金子 寛之
係 長	尾田 光洋		
(契約管財課)			
課 長	永野 英明	係 長	山本 洋佑
(地域安全課)			
課 長	山口 聡一朗	課長補佐	田中 廣幸
係 長	入口 健太郎		
企画財政部長	村田 ゆかり	企画財政部理事	荒木 隆
(政策企画課)			
課 長	中村 元則	係 長	山口 和樹
(財政課)			
課 長	北野 靖之	課長補佐	入江 彩子
住民福祉部長	宮崎 伸之	住民福祉部理事	細田 愛二
(こども政策課)			
課 長	村田 佳美	高田保育所所長	松尾 郁子
課長補佐	藤吉 有見	課長補佐	石川 俊介
係 長	濱崎 美雪	主 査	馬場 俊輝
(福祉課)			
課 長	川内 佳代子	課長補佐	山本 公司
主任社会福祉士	本多 啓子		

健康保険部長 山本昭彦
(健康保険課)

課長 森本陽子
係長 一瀬奈々

(介護保険課)

課長 峰修子
課長補佐 森川寛子
係長 堤圭一郎

課長補佐 木澤奈津代

参事 中村宰子
係長 堀将大

本日の委員会に付した案件

議案第60号 字の区域の変更について

議案第61号 令和6年度長与町一般会計補正予算(第5号)

議案第62号 令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)

開会 9時27分

閉会 11時19分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和6年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第60号字の区域の変更についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第60号字の区域の変更につきましてご説明をいたします。現在、高田郷の一部で施行されております椿林土地区画整理事業は、高田郷の字湯川、字柳田、字椿林、3つの字にわたり広さ約1.8ヘクタールの規模で実施されています。土地区画整理事業の施行に伴い、道路、公園等の公共施設の整備および宅地造成による土地の換地が行われるため、新しい区画に合わせた登記が必要となります。不動産登記法において土地を合筆する場合、字が異なると合筆はできないこととなっておりますので、椿林土地区画整理事業地内にある土地の字を変更するものでございます。内容としましては、変更調書および区域明細図のとおり区画整理地内の字湯川、字柳田、字椿林を、全て字椿林に編入するものでございます。説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先日、本会議でも同僚議員からも質問もあって、ある程度理解はできてるんですが、あまりない議案でもあるのでちょっと伺いたいんですが、まず、この湯川、柳田、椿林だった所が椿林ということですが、これを椿林に統一した何か理由っていうのがあるのでしょうか。湯川や柳田にせず椿林になった何か理由があるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

椿林の土地区画整理事業なんですけども、区画整理事業というのが行われた場合、従来の境界が不明確になりますので、土地を合筆したり分筆したりして新しい区画や地形に合わせて登記をし直す必要がございます。課長の説明のとおり不動産登記法では、合筆をする際に、字ですね、大字、小字が異なる土地は合筆ができないことになってますので、今回、字柳田等の字を新たに登記する前に字の境界を変更する必要があるということで字椿林に統一をするという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

こちら組合施行になっておりまして、組合の方で決められたと思うんですけども、役場の方には協議で多分都市計画課とかそちらの方にご相談あつてるかと思うんですけど、特にこういった理由で椿林っていうところまではちょっとうちの方で聞けてません。すいません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先日の同僚議員の質問でも、住所とか郵便物とか送る時の住所等には影響ないということは理解してるんですが、そもそも土地区画整理中とか、新しく整理する所なので、現状ここに住んでる人っていうのはいるわけではないんですかね。というのは、住所は表記は変わらないにしても登記上は当然変更されると思うんですけど、例えば自分の住んでたり持っていたりする土地が知らないうちに登記簿上、この字、小字が変わったとかそういうことにならないのか。そういう周知といいますかね、それが必要なものかも私素人で分からないんですが、そういうことがないのか、もし分かればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

組合との窓口である都市計画課にも確認をしたんですけども、住所変更を今回来年度中に早い時期に換地処分というのを行うということで、その後に住民向けであったり、庁舎内に向けて、きちんとした整理になるような発信をするということで聞いておりますので、混乱はないかと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号字の区域の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

令和6年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第61号令和6年度長与町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。まず財政課。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

おはようございます。よろしく申し上げます。それでは財政課所管分につきまして説明をいたします。歳入でございます。説明書の8、9ページをお願いします。2段目、17款1項7目ふるさと長与応援寄附金は財政課所管分です。既定額に今回の補正額1億9,500万円を追加いたしまして、年間見込額を3億4,500万円としております。算出根拠としましては、前年度以前からの年度間での伸び率、また今年度の上半期4月から8月までの伸び率により、今後の見込額を試算しまして年間見込額を算出しております。続きまして、真ん中の段、18款2項1目財政調整基金繰入金でございます。今回の財源の調整としまして、6,719万2,000円を繰り戻しております。以上が財政課所管分です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、政策企画課の提案理由の説明をお願いします。

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

おはようございます。政策企画課所管分につきましてご説明申し上げます。予算に関する説明書の16、17ページをお願いいたします。歳出の2款1項8目12節委託料、企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料は、本町が行う地方創生事業の充実強化を図るため、令和5年度より企業版ふるさと納税による寄付の見込みがある企業への働きかけを委託しております。本業務の委託料につきましては、現行予算におきましては令和5年度実績見込みにより算定しておりましたが、今年度は昨年度を上回るご寄付を頂く見込みとなりましたので、今後の寄付見込額に対する委託料を計上しております。以上が政策企画課所管分です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出そう量的にも多くありませんので、いずれでも結構です。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出2款1項8目2節、これ職員給与が416万6,000円っていうのを説明をお願い

いします。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

今年度の7月1日から、荒木理事の方が1人増員という形で企画の方に1人定員が増員になりましたので、その分の増額となっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

政策企画課の定員がもう1人増えたということですか。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

政策企画課付で部長の分の給与が入っておりまして、理事っていう形で1人増員になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。歳入の方はいいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民福祉部の質疑の方に入りたいと思います。まずは、提案理由の説明を求めます。高田保育所から。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

おはようございます。よろしく申し上げます。住民福祉部こども政策課高田保育所令和6年度長与町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。説明書の22、23ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費全体で36万8,000円の増額を行っております。10節需用費につきまして、1行目の水道使用料は使用料の実績見込みに伴い8万7,000円増額しております。2行目の修繕料は22万1,000円増額しております。修繕内容の1点目は、給食調理室のオープンの排水部分が経年劣化のため作動不能が起きるようになりましたので、部品交換を行います。2点目は、保育室の雨漏りの原因となっている箇所の修繕を行います。3点目は、園庭の砂場の木枠がシロアリにより腐食しておりますので取替修繕を行います。以上が高田保育所所管として補正をお願いするものでございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、こども政策課の提案理由の説明をお願いします。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

それではこども政策課所管につきましてご説明させていただきます。説明書の6、7ページをお開きください。12款1項2目1節保健衛生費負担金の養育医療費保護者負担金がこども政策課で、養育医療費における保護者負担金を事業の実績見込みに伴い増額しております。14款1項2目1節保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金がこども政策課で、養育医療費の事業実績見込みに伴い国庫負担金を増額しております。補助率は2分の1です。次に2項2目2節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金と子育て支援対策臨時特例交付金がこども政策課で、令和6年度当初予算時には子育て世帯訪問支援事業と利用者支援事業の統括支援員の時間外勤務手当を子育て支援対策臨時特例交付金にて計上しておりましたが、子ども子育て支援交付金の対象事業となったことから、予算の組み替えを行うものです。なお、子育て世帯専門支援事業の補助率は2分の1から3分の1に変更になっております。また、利用者支援事業の虐待についても、令和6年4月にこども家庭センターを設置したことにより、子ども子育て支援交付金の利用者支援事業の対象となったため、補助率が3分の1から3分の2へ変更となりましたので、追加計上しております。15款1項2目1節保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金がこども政策課で、養育医療費の事業実績見込みに伴い、県負担金を増加しております。補助率は4分の1となります。2項2目1節社会福祉費補助金の福祉医療費補助金の乳幼ひとり親、高校生がこども政策課で、福祉医療費の事業実績見込みに伴い、県補助金を増額しております。幼児母子家庭の子、父子家庭の父の福祉医療費の実績見込みに伴う増加分が182万9,000円、高校生の福祉医療費の実績見込みに伴う増加分を538万1,000円計上しております。2節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金と子育て支援対策臨時特例交付金がこども政策課で、国費同様令和6年度当初予算時には、子育て世帯訪問支援事業と利用者支援事業の統括支援員の時間外勤務手当を、子育て支援対策臨時特例交付金にて計上しておりましたが、子ども子育て支援交付金の事業対象となったことから予算の組み替えを行うものです。なお子育て世帯専門支援事業の補助率は4分の1から3分の1に変更となっております。また利用者支援事業の虐待についても、令和6年4月にこども家庭センターを設置したことにより、子ども子育て支援交付金の利用者支援事業の対象になったことで、補助率が3分の1から6分の1へ変更となっておりますので、減額計上をさせていただきました。8、9ページをお開きください。4段目の20款5項3目1節雑入はこども政策課です。養育医療費の返還金を計上しております。歳入は以上です。

次に20、21ページをお開きください。20ページから23ページにかけての下段の3款1項1目11節役務費の審査支払手数料と19節扶助費がこども政策課で、福祉

医療費の事業実績見込みに伴い増額しております。次に22ページ一番下の行の2項4目児童館費10節需用費の電気使用料はこども政策課で、使用料の実績見込みに伴い長与南児童館を5万8,160円、上長与児童館を3万3,968円増額しております。次に24、25ページをお開きください。1行目の修繕料はこども政策課で、長与児童館屋上パラペット内側爆裂部修繕を行います。これは9月議会時に部分補修を行うため補正予算を計上しては行いましたが、その後に行われました建物の劣化状況調査時に全体的な補修が必要と判断されたため、今回修繕料の増額を計上しております。このため部分補修については現在行っておりません。2行目のガス使用料は、長与児童館の使用料の実績見込みに伴い増額しております。14節工事請負費の児童館施設整備工事費がこども政策課で、上長与児童館遊戯室の空調機取替工事を行います。次に26、27ページをお開きください。4款1項2目19節扶助費の予防接種助成費がこども政策課で、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種者の県外接種が増加しているため増額しております。3目19節扶助費の養育医療費がこども政策課で、未熟児出生の増加に伴い増額しております。次に22節償還金、利子及び割引料はこども政策課で、令和5年度補助金の実績に伴う返還金です。以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、福祉課の方の説明をお願いします。
川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

おはようございます。それでは福祉課所管分につきましてご説明をいたします。補正予算に関する説明書22、23ページをお開きください。歳出でございます。3款1項2目21節補償、補填及び賠償金の障害者福祉費補償金は、町が社会福祉法人に委託をしております障害者相談支援事業に係る消費税および延滞金でございます。社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされていることから、当該事業についても非課税事業であるという認識で委託を行って行っておりましたが、令和5年10月4日付のこども家庭庁、厚生労働省から発出されました事務連絡により、障害者総合支援法を根拠として行う地域生活支援事業である障害者相談支援事業は社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象であることが明確に示されました。このことによりまして、委託先が行った消費税の修正申告に伴い生じる消費税および延滞金を支払うものでございます。今後はこのようなことがないよう、国の通知や法令等の確認を徹底し再発防止に努めます。24、25ページをお開きください。3款3項1目10節需用費、電気使用料は老人福祉センター丸田荘に係る電気代でございます。燃料費高騰に伴う電気料金単価の値上げに伴うものでございまして、実績見込みによる増額でございます。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の方から入っていきたいと思います。部ごとですので、全て一括して行います。まず6、7ページ、こちらは何か所かこども政策課分が入っております。ここから始めたいと思いますが、質疑はありませんか。では8、9ページ。戻っても構いませんので進めます。では歳出、20、21ページ、下段の方ですね。いいですか。22、23ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

23ページの2目障害者福祉費の中の補償金ですが、消費税と延滞金ということですが、その割合、消費税は幾ら、延滞金幾らっていうのが分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

消費税額が40万4,530円、延滞金が3,932円、5年間さかのぼって修正申告を行った分の合計でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

高田保育所の3款2項3目10節需用費、水道使用料なんですけれども、もともと当初予算で27万円だったと思うんですが、そうすると1カ月とかの金額を考えると8万7,000円というのは結構な額かなと思うんですよ。この、今補正しないといけなくなった理由というのは。もともとの当初予算の時の毎月の使用料とかをどう考えて当初予算にしたのか。実際にあと普段毎月水道料が幾らぐらいなのか。で、今回の補正の理由というのをお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

高田保育所では雨水槽を昨年度まで利用をしていたんですけれども、今年度雨水槽に係る経費が水道使用料よりも上回る見込みでしたので、雨水槽を貯水槽に変更する工事を行いました。雨水を使用していた分、町水を利用することになりまして、8万7,000円ほど不足が生じました。その代わりに、雨水槽を使用するための経費はこの8万7,000円を上回るようになっておりましたので、委託の方ではその分浮いているという形になります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうだったんですね、ちょっと存じ上げませんでした。どうりで当初予算で水道使用料と下水道使用料が違うなと思ってたんですが、分かりました。一点、そうすると来年度以降はもうそういうふうにもう通常の水道を全て使って上水は使うということになりますかね。お願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

はい、来年度以降は町水を使用します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

同じ高田保育所のところなんですけども、修繕料ですけども、雨漏りとかシロアリとか、高田保育所はたしか老朽化してると私は思っとなんですけども、以前からちょくちょくこういうシロアリや雨漏り等々の修繕費等々があるんですけども、建て替えは無理としても何らか、まあ高田保育所ではあれだけでも、町の方に改造するとかですね、そういうふうな声は上げておられるかどうか。どうでしょう。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在の高田保育所は平成25年に建て替えとともに新築をいたしまして、シロアリは外の砂場の木枠の部分のみとなっております。雨漏りの方もプールの横に設置してあるシャワーから雨水が浸入しまして、保育室の天井の方まで入っていくという状況で、軽微な修繕でございます。ですので、大規模な修繕をお願いするということは、今までしたことがございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では24、25ページ、質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

長与児童館の件なんですけど、ちょっとお聞きしたかったのが、今回全体補修が必要ということでこの金額が上がっていて、前回出た分はまだしてないということで、この93万5,000円という金額は前回の出た金額を足した分で全体補修になるのか、それとももう前回の分はなしにこれが全体金額で、後で3月議会か何かでマイナス補正を上

げられるのか、その点だけお願いします。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回補正をお願いしている修繕料が32万1,000円となります。この分につきましては、9月補正で議決いただいた分の追加分として、合わせて工事をするように考えております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。よろしいですかね。では次のページで26、27ページ、ここが一番上の感染症予防の分ですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

26、27ページの一番上ですね、4款1項2目19節ですが、先ほどご説明いただいて、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ県外接種が増えてきたということですが、ちょっと改めてそのキャッチアップ接種の県外接種っていうのはどういう意味なのか、まず伺います。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

県外接種というのは、キャッチアップの対象の年代の子どもさんが長与町に住所を置いたまま県外の大学など進学をされている方に対して、そちらの居住されている病院で受けられるように町が扶助費として補助をしているものになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうすると、この167万5,000円というのが、何人分に当たるのかということですね。全額がもう県外接種の方の分なのか。それ以外に、いわゆる町内で受けたりする方も増加したりしているのか、ちょっとその金額の算出根拠をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

濱崎係長。

○係長（濱崎美雪君）

今回、扶助費の方の補正で上げさせていただいているのは、あくまでも県外接種の見込みというところの扶助費で出させていただいております。当初に比べまして、今年の

前期前半でも平均値よりちょっと超えております、申込みがですね。9月の周知を再度した時、8月末にした後、9月の扶助費の申請がもう14件来ておりまして、そちらの方の扶助費の申し込み、または10月以来も起こっておりまして平均値を出してから算出させていただいております。すいません、追加で、当初は45件でこちらの方を算出させていただいたんですけれども、今現在補正を組んだ時点で63件、それ以外を含めまして167万円で補正をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

県外接種のことには分かりました。参考までに、現在のこのキャッチアップの接種率ももし今分かれば、もし今回は県外っていうことなので分からなければ結構ですが。あと1点ちょっと伺いたいのは、国がキャッチアップ接種の延長を決めて、ただ第1回目の接種を今年度内っていうのはもう決まってるらしいですが、1回目を今年度内に受ければ2回目3回目は来年度以降でもできるというお話だと思うんですが、これの延長されたことによって、本町のHPVワクチンの予防接種費助成費とかは特に補正予算、補正等を行わなくても大丈夫そうなんですか。何か見込みというか、今後の考え等があれば伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

まず、現在のキャッチアップの方の接種率なんですけれども、49%になっております。今後の見通しということなんですけれども、まだこれが確定したわけではありません。こちらの方もできるだけ皆さんが接種していただけるように委託料はある程度確保はしておりますけれども、ここは接種をお願いするような周知啓発はしていくんですけれども、実際的には扶助費の方に関しましては、翌年度、令和7年度の当初予算の方で計上したいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは全体的に、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で10時25分まで休憩します。

（休憩 10時15分～10時21分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより総務部の審査の方に入っていきたいと思います。まずは総務課の提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

皆さんおはようございます。それでは、総務課の方から一般会計補正予算（第5号）におきます人件費に関する部分につきましてご説明を申し上げます。今回は職員の異動等に関するものとなっております。補正予算（第5号）に関する説明書の34、35ページの方をお開きください。一般職の総括表でございます。表の左の方から2行目のところが職員数でございますが、常勤職員、こちらが1名減となっております。給与費と共済費合計で713万7,000円の減額でございます。続きまして36、37ページをお開きください。こちらは会計年度任用職員以外の職員でございます。給料につきましては、常勤職員および短時間勤務職員がそれぞれ1名減に伴いまして629万3,000円の減額となっております。職員手当につきましては、下の表の内訳をご覧ください。管理職手当につきましては、教育委員会の参事職が退職したものと、あと理事職、参事職への昇格などを差し引いたものがこの金額となっております。その他、扶養手当他各種手当につきましては実績見込みに伴う補正で、時間外勤務手当につきましては8つの課において増額補正となっております。次に38、39ページをお開きください。会計年度任用職員分でございます。職員数につきましては産休代替に伴う短時間勤務職員が1名増、合計額として43万7,000円の増額を計上しております。次の40、41ページをにつきましては、報酬、給料、職員手当の増減事由別内訳を掲載しておりますので、併せてご参照ください。以上が総務課分となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、契約管財課の説明をお願いします。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さま改めましておはようございます。それでは、契約管財課所管分についてご説明をいたします。今回の補正は歳入歳出が各1件でございます。まず、歳入でございます。説明書の8、9ページをお開きください。一番上の段でございます。16款2項1目1節不動産売払収入、既定額2,000円のうち1,000円が契約管財課所管分でございますが、そちらに6,763万5,000円を増額補正し、補正後の金額を6,763万6,000円とするものでございます。内容としましては、高田南土地区画整理事業の仮換地で使用収益が開始された町有地一筆を公売により売却した金額が6,667万円、それと現在民間事業者による開発が行われている嬉里・丸田宅地開発事業区域内にございました里道、赤道や水路を開発事業者へ売却した金額が96万6,752円で、2件合わせて6,763万6,752円の売払収入がございました。

続きまして歳出でございます。14、15ページをお開きください。一番下の段でございます。2款1項5目10節需用費72万1,000円の増額計上でございます。内容

としましては、役場庁舎の修繕料につきまして当初予算額が250万円、実績見込額が322万1,000円、差額の72万1,000円を増額計上させていただくものでございます。増額理由としましては、9月までの上半期において役場庁舎の空調、トイレ、電気関係、電話関係などの修繕が数多く発生したため、年間の実績見込額が増加することによるものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に地域安全課の説明をお願いします。

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

皆さまおはようございます。それでは地域安全課所管分につきましてご説明いたします。初めに、予算書の5ページをお開き願います。第2表繰越明許費のさくら野西地域交流センター建設事業7,420万円は所管分でございます。次に、7ページをお開き願います。第4表地方債補正の市街地整備総合交付金事業の3,000万円の減額と、8ページの集会施設整備事業2,600万円は所管分でございます。

次に歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開き願います。14款2項4目3節市街地整備総合交付金の地域交流センター整備事業費交付金は、さくら野西地域交流センター建設事業の財源組替に伴う減額となっております。8、9ページをお開き願います。21款1項1目1節総務管理事業債の集会施設整備事業充当起債は、さくら野西地域交流センター建設事業に係る起債で、全体事業費の32%を対象として、緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。この起債の充当率は100%、交付税措置率は70%となっております。その下の3目5節市街地整備総合交付金事業債の地域交流センター整備事業充当起債は、先ほどの集会施設整備充当起債に伴い、財源組替を行うものでございます。

続きまして歳出でございますが、16、17ページをお開き願います。2款1項7目交通安全対策費14節工事請負費の1行目カーブミラー設置工事費につきましては、高田南土地区画整理事業地内にカーブミラー13基を設置するものでございます。2行目の防犯灯新設改良工事費は、同じく高田南土地区画整理事業地内に防犯灯31基の設置を行うものでございます。次に10目地域振興費12節委託料の集会所設計監理委託料は、さくら野西地域交流センターに係る補正で、設計業務委託技術者単価が見直されたことに伴いまして増額補正をお願いするものでございます。14節工事請負費の施設整備工事費につきましても、同じくさくら野西地域交流センター建設事業に係る補正で、材料費の高騰、人件費の増加、週休2日制度の導入などの影響により増額補正をお願いするものでございます。次に12目長与南交流センター管理費10節需用費の印刷製本費につきましては、領収書の印刷、電気使用料およびガス使用料につきましては想定よりも使用料金が増加したことに伴う増額でございます。以上が地域安全課分として補正

をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、もう全体的に歳入歳出ということで進めてまいりたいと思います。まずは予算書の方から入ります。5ページの繰越明許費、ここに地域の分が入っております。さくら野西地域交流センター建設事業費、これが繰越明許で残ってますけど、質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めていきます。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の件なんですけれども、さくら野西の地域交流センターの建設事業についての繰越明許ですが、これはちょっと私が勘違いしてるのかもしれないですけども、そもそも地域安全課の所管になるものなんですかね。建設じゃなくて、地域安全の所管で間違いなのか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

さくら野西自治会の公民館を建設するものになっておりますので、地域安全課の方で所管をして行っていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

それでは7ページ、地方債補正ですね。これが下から2段目の市街地整備総合交付金事業、ここが地域の分です。よろしいですかね。では説明書の方に移ります。まず歳入の6、7ページ、ここに地域の分が入ってます。真ん中辺りです。それでは次、8、9ページ、これは契約管財課と地域の分ですね、両方とも。では戻っても構いませんので、歳出の方に入ります。14、15ページ、下段の方です。契約管財課の分ですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

2款1項5目10節需用費の、先ほどご説明いただいた修繕料で内容は分かったんですが、当初予想してたものよりもいろんな修繕がかさんだということですが、これは今年度に限ったような内容なのか、もうその庁舎が老朽化とかも含めて、来年度以降は修繕費に今年度250万円ということでしたけど、当初は。来年度以降は今回補正する分も足すぐらいの320万円、もしくはそれに近いような当初予算が必要になりそうなのか、今後それぐらいかかってくるというふうなものなのか、イレギュラーに今年度だけちょっと従来より高いのか、もし予測見込みがあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員おっしゃるとおり庁舎が36年経過しておりまして、老朽化による修繕が毎年増

えております。特に今年何かこう特化して大きなものがあったとか、そういうことではないんですけども、やっぱりちょこちょこしたやつが多く発生していております。ここ数年ですね、特に。来年はやはりそれを見越したところで予算の方は計上して、編成を今しているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他はよろしいですか。では次、16、17ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

17ページ、カーブミラー設置工事費、それから防犯灯新設改良工事費、この高田南ってところで防犯灯の新設工事は分かるんですが、新設改良っていうのは何を改良するんですか。改良って何ですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

予算の費目上、新設改良工事費と付いておりますけれども、今回につきましては新設のみを行うものとなっております。改良というのが、新たに違うものに変更するといった意味合いのかなと思いますけれども、今回のものについては全て新設のものとなっておりますので、ご理解ください。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

じゃあ、その改良という文字は要らないってことですね。ということですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回の予算につきましては改良といった意味合いはございませんけれども、防犯灯の種類が変わるとかですね、例えば電球からLEDが変わるとかそういったものであれば改良といったこともあるのかなと思いますけれども、今回のものについては全て新設のものとなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

16、17ページ、2款1項10目14節ですが、これさくら野西地域交流センターの施設整備工事費だと思うんですが、これは先ほどの繰越明許費にある7,400万円とは別に今年度これがかかって、来年度以降7,400万円、つまりプラスした額が総額と

いうか、それ以外も細かいことあるかもしれませんが、別ということですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

予算書の方の5ページの繰越明許費についてでございますけれども、7,420万円計上しております。こちらの方は今ご指摘がございました集会施設の設計と監理、工事費全て含まれたもので事業費として計上したものが7,420万円なので、総額が7,420万円となっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ありがとうございます。分かりました。そうすると、結構な金額という印象なんですが、例えば規模的にどういうものになりそうなのか、つまり例えば南交流センターみたいな平屋なのか、2階建て以上のものになるのか、そういうもし決まっていることがあれば、ちょっとイメージというか、例えばですが町内のどこのこのぐらいの規模に近いとか、ちょっとイメージが湧かなくてですね、もしそういうのがあればというのが一つと、それだけのものが必要なのか、つまりそういう公民館等を整備する時に、大体その地域の人口が、世帯数とかがこうだからもうこれぐらいのものを造るっていう何らか規定みたいのがあるのか、ちょっと今さらですが伺えたらと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今想定をしておりますのが平屋の一戸建てのようなイメージだと想定をしてもらえばいいかなと思いますけれども、面積が149.32平米ですので、そんなに広過ぎない施設なのかなと思ってます。大きな広間と防災用の備蓄倉庫であったりとか、会議ができる部屋といったものを用意したもので、ちょっと縁側を造っておりますので、外側から皆さまが交流できるような施設のイメージを想定しております。金額については、近年の物価高騰によりまして大分金額の方が上がっておりますけれども、内容としては適切なものかなというふうに考えております。町の方で特に基準とかございませんけれども、類似の公民館等を参考にさせていただきながら、面積の方も検討させていただきました。ですので、おおむね各地区で持たれてる自治会の公民館の面積を想定していただければ結構かと思えます。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

法律的な基準というものはございませんけども、こちらとしては開発指導要綱を基に

各団地で団地が造成される際に、開発業者にお願いしている規模に合わせてこちらの方も建てているということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

平屋でこの広さでって、7,400万円かかるって高いなという印象なんですけれども、すいません、これは土地代も入ってるのでしょうか。土地代と建物でこの金額なのか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの方は建物だけの金額となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。34ページからの給与費明細書の説明もありましたけれども、歳入歳出全ていづれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

給与費明細書に関連してちょっとお伺いしたいんですが、予算書全体で、実は時津・長与環境施設組合の決算のちょっと私審査に関わった中で、会計年度任用職員の通勤手当を費用弁償の方に計上されてあって、私はそこで「違うんじゃないんですか。職員手当等の方に計上しないといけないんじゃないんですか」ということで聞きましたら、「いえいえ、会計年度任用職員の通勤手当は費用弁償の方に計上するんだ」というふうに言われたんですね。改めてちょっと見てみまして、本町の場合はそこはもう一緒にされてるのかなと思うんですね。そこは問題ないのか。もし問題があるようだったら、次年度辺りちょっと少し考えないといけないのかな。ただ、非常に煩雑なことになるのかなと思うんですが。その辺り、それは問題ないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

今の件ですけれども、基本的には会計年度任用職員の分は条例の中でも規定をしておりますので、それで費用弁償という格好でさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で10時55分まで休憩します。

（休憩 10時45分～10時52分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険部の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

健康保険課所管分につきましてご説明いたします。まず歳入です。説明書の8、9ページをお開きください。17款1項9目1節保健衛生費寄附金は、健康づくりに役立ててもらいたいと事業者からご寄付を頂いたものです。

次に歳出です。24、25ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費12節、集団健診予約受付業務委託料は郵便料値上げと受診者数が見込みより上回ったことによる増額です。次のページをお開きください。4款1項4目健康増進費10節需用費と17節備品購入費は、歯科健診の器具消毒用の全自動高圧蒸気滅菌機と付属の消耗品です。歳入でご説明しました保健衛生費寄附金を全額充当いたします。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。8、9ページ、24から27ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

9ページ、17款寄附金9目の72万円、これ明治安田生命からということですが、これは毎年行われる寄付というふうなことなんですか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

去年からご寄付を頂いてますが、これから先ずっとあるかどうかは未定です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入歳出いずれでも。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

せっかくなのでちょっと詳しく伺いたいのが、27ページの一般備品購入の中で歯科、歯のうんぬんというご説明いただいたんですが、もう少し詳しくどういったものなのかというのと、これは設置場所はどこなのかですね、それもお願いしたい。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

歯科の全自動高圧蒸気滅菌機は母子保健事業などで歯科健診を行う時に使うミラーや

歯のチェックをする時の探針というものですね、そういうものを滅菌するための機械で健康センターに置いております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。所管の皆さまお疲れさまでした。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号令和6年度長与町一般会計補正予算（第5号）の当委員会に分割付託されました部分の採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時10分まで休憩します。

（休憩 10時58分～11時08分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議案第62号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

議案第62号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の介護保険所管分につきまして、説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページをお開き願います。保険事業勘定歳入の3款2項5目1節介護保険保険者努力支援交付金3万2,000円は、令和6年度介護保険保険者努力支援交付額の確定に伴い増額するものでございます。

次に説明書10、11ページをお開きください。歳出でございます。2款1項1目介護サービス等諸費11節役務費の審査支払手数料でございます。介護サービスに係る費用の審査、支払を国民健康保険連合会に委託している分につきまして、請求件数が予定していた数を上回ったことによる13万4,000円の増額となっております。次の3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、国庫支出金の歳入に伴う財源組替分と

なっております。続きまして、6款1項2目償還金22節償還金、利子及び割引料についてですが、過年度の国庫支出金について実績額が確定したことに伴う返還分となっております。7款1項1目予備費につきましては、収支の調整として34万7,000円を減額計上しております。

続きまして、説明書の18、19ページをお開き願います。介護サービス事業勘定歳入の2款1項1目繰越金249万2,000円の減額でございます。これは前年度繰越金の額を過分に計上していたため減額するものでございます。次に説明書22、23ページをお開き願います。歳入につきましては、2款1項1目予備費から同額を減額し、収支を調整するものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑を行います。まず、保険事業勘定の歳入歳出いずれでも結構です。ここから始めたいと思います。質疑はありませんか。いいですか。全体的に後で聞きますので、次に介護サービス事業勘定の歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

19ページの繰越金の部分のご説明の中で前年度の分を過分に、言ってみればちょっと間違ってたのかなということなんですが、これがそういうふうになってしまった要因はどういったことからなったんですか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

本来ならば、昨年度からの実質収支の差額ついていいですか、それを計上すべきところだったんですけども、不用額の方を計上しておりましたので、それを訂正して計上し直させていただくところでございます。

○委員長（金子恵委員）

山本部長。

山本部長の分、取り消しまして暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

保険事業勘定の11ページの先ほどの役務費で件数がちょっと上回ったんでこうなり

ましたという説明ですが、件数が上回って、どういうふうになれば件数って上回るんですか。

○委員長（金子恵委員）

堤係長。

○係長（堤圭一郎君）

今回のこの審査支払手数料というのが、国保連合会の方に委託してるものになってまして、介護サービスを利用した場合に介護事業所がサービスの費用を請求してくるんですけども、その費用を長与町じゃなくて国保連合会の方に請求してるものになってるんですが、そちらの支払いの件数というのが、こちらが予定してた件数よりもちょっと多かったってところで今回手数料がちょっと少なくなってるってところで今回計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そういうケースということは、毎年こう何か時差というかがそういうふうに加算ですかとか加減ってというのがあるという認識でよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

堤係長。

○係長（堤圭一郎君）

岡田委員がおっしゃるようにサービスのこちらに請求が上がってくるのがちょっと2カ月ぐらい遅れてくるということと、あとサービスの方も事業所によっては請求を誤って取消しをして、また再請求ということでまた請求を上げ直してくるケースがありますので、そういったところの件数も増えてくると予定よりも見込みがちょっとずれてきたりということも影響しているということもございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 11時19分)